

和福障第69号  
令和6年4月9日  
(2024年)

各指定共同生活援助事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓  
( 公 印 省 略 )

### 令和6年度以降の生活支援員の配置基準の取り扱いについて

平素、本市の障害福祉行政の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、本市における生活支援員の取り扱いについて変更があったため、以下の通り通知いたします。

○本市ではこれまで、基本人員である生活支援員については、**現に入居している利用者の区分**ごとに算出された人員配置を求めていましたが、報酬改定により国が提示された届出書の様式によると、生活支援員は、**前年度の平均利用者の区分に応じ配置**することとなっております。そこで、今後は本市も国の取り扱いに準じ、令和6年4月から、生活支援員については、**前年度の平均利用者の区分に応じて**配置を求めることとします。

生活支援員の具体的な計算方法に関しては、

(別紙81) 共同生活援助用 平均利用者・平均障害支援区分等算定表にある記載例をご確認ください。

→ページ番号 1000838 障害福祉サービス事業等の指定・変更・休廃止等

○また、令和6年4月から本取扱いを変更すると、円滑に人員を配置出来ない場合も想定されるため、令和6年度内の生活支援員の配置は経過措置として、

**a:従来通り、現に入居している利用者の区分に応じて算出される人数**(ただし、令和6年度末まで)

**b:国が提示する、前年度の平均利用者の区分に応じて算出される人数**(これから)

のどちらで提出してきたとしても、認めるものとします。

ただし、この取り扱いについては、令和6年度中の経過措置になるため、R7年度からはbに移行しますのでご注意ください。。

・ a を考えられている事業所（従来）

a を考えられている事業所は、前年度の平均利用者数を算出する場合、従来の（別紙 3 2）平均利用者算定表をご利用ください。

生活支援員の算定に関する書類については、従来通り（別紙 1 5）共同生活援助に係る体制と（別紙 2）勤務形態一覧表になります。

人員配置体制加算の算定を考慮されている場合は、（別紙 5）勤務形態一覧表※ 1は利用せず、従来の（別紙 2）勤務形態一覧表をご利用ください。

理由としては、（別紙 5）勤務形態一覧表内に、b の要素が含まれているため、矛盾が生じてしまうためです。

・ b を考えられている事業所（これから）

b を考えられている事業について、今後、前年度の平均利用者数を計算する場合は （別紙 3 2）平均利用者算定表ではなく、（別紙 8 1）共同生活援助用 平均利用者・平均障害支援区分等算定表をご利用ください。

生活支援員の算定に関する書類については、（別紙 8 1）共同生活援助用 平均利用者数・平均障害支援区分等算定表と（別紙 5）勤務形態一覧表になります。

また、人員配置体制加算の算定を考慮されている場合は、（別紙 5）勤務形態一覧表※ 2を提出ください。また、必要な書類に関しては下記の表を参照ください。

○なお、人員配置体制加算を算定しない場合は、a,b どちらの場合であっても従来の（別紙 2）の勤務形態一覧表をご利用ください。

※ 1（別紙 5）勤務形態一覧表…（別紙 5）人員配置体制加算に関する届出書（共同生活援助）内にある別添参考様式（人員配置体制確認表）にある勤務形態一覧表のこと。

※ 2…夜間支援員については（別紙 5）人員配置体制加算に関する届出書（共同生活援助）内にある勤務形態一覧表（夜間支援員用）も併せて提出ください。

	必要な書類
a（従来）	・（別紙 3 2）平均利用者算定表 ・（別紙 1 5）共同生活援助に係る体制 ・（別紙 2）勤務形態一覧表
b（これから）	・（別紙 8 1）共同生活援助用 平均利用者・平均障害支援区分等算定表 ・（別紙 5）勤務形態一覧表

○新様式の（別紙5）勤務形態一覧表ではなく、旧様式の（別紙2）の勤務形態一覧表にて人員配置体制加算を算定する場合、以下の例に従い計算ください。

（例）人員配置体制加算（I）を算定するためには

利用者を15人（区分6が5人、区分5が4人、区分4が6人）とし、

①当該指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間を1週間40時間とした場合に、人員配置体制加算（I）を算定するために確保すべき勤務時間の延べ数を、1週間の間に、

（一）指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等

ア 世話人

・40時間×（15÷6）人＝100時間

イ 生活支援員

・区分6：40時間×（5÷2.5）人＝80時間

・区分5：40時間×（4÷4）人＝40時間

・区分4：40時間×（6÷6）人＝40時間

（二）当該加算を算定するに当たり加配すべき世話人等

・40時間×（15÷12）人＝48時間

延べ合計 308時間以上確保する必要がある。

つまり、常勤40時間の事業所  
は48時間の加配時間で算定可

この例において、

②指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間が1週間32時間とした場合には、指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等の勤務時間の延べ数は、

（三）世話人

・32時間×（15÷6）人＝80時間

（四）生活支援員

・区分6：32時間×（5÷2.5）人＝64時間

・区分5：32時間×（4÷4）人＝32時間

・区分4：32時間×（6÷6）人＝32時間

延べ 208時間となることから、人員配置体制加算（I）を算定するために加配すべき世話人等の勤務時間の延べ数は、308時間－208時間＝100時間以上確保する必要がある。

つまり、常勤32時間の事業所  
は100時間の加配時間で算定可

（上記例の参考）こ支障第97号障発0329第33号令和6年3月29日  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について p351,p352

障害者支援課 指定審査グループ  
TEL 073-435-1060 FAX 073-431-2840